公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金交付要綱

 平成13年10月12日
 要綱第3号

 改正
 平成16年4月1日
 要綱第1号

 改正
 平成18年4月1日
 要綱第2号

 改正
 平成22年4月1日
 要綱第2号

 改正
 平成24年4月16日
 要綱第13号

 改正
 平成29年2月17日
 要綱第10号

 改正
 令和2年2月14日
 要綱第10号

 改正
 令和3年3月1日
 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、規程第4条に規定する市町村交付金の交付基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村交付金の単位)

第2条 市町村交付金の単位は、円単位とする。

(市町村交付金の算定)

- 第3条 市町村交付金の市町村への配分は、規程第4条第1項の規定に基づき、均等割及び人口 割で得た額の合算額とするが、その算定は次の方法によるものとする。
 - (1) 均等割は、配分総額の4割に相当する額を、全道市町村(札幌市を除く。以下同じ。)の数で除して得た1市町村当たりの配分額(円未満は切捨て)により算定するものとする。 なお、1市町村当たりの配分額の総額と配分総額の4割に相当する額とに生じた差額分は、 人口割の配分算定に加算するものとする。
 - (2) 人口割は、配分総額の6割に相当する額に均等割で生じた差額分を加算し、その額を官報で告示された直近の国勢調査の結果による人口(以下「国調人口」という。札幌市を除く。)を用いて、次の算定方法により、それぞれの市町村毎の配分額を算定するものとする。

<算定方法>

(3) 前各号の規定により算定した全市町村の合計額と配分総額とに差額が生じた場合は、人口割算定の円未満の端数の数値により調整するものとする。

附則

この要綱は、平成13年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 即

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項第1号の均等割の算定に用いる市町村数は、平成29年度から令和2年度までの間、各市町村について次により算出した数値とする。

平成29年度平成30年度	平成28年度の算定に用いた数値×0.5+0.5
令和元年度	平成29年度の算定に用いた数値×0.5+0.5
(平成31年度)	
令和2年度	

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。